# 町有土地売却事業(字真崎)
# 一般競争入札説明書

# （土地売却のご案内）

申込受付期間：2026年11月13日（金）～2026年12月９日（水）
（土、日、祝日を除く）
申込受付時間：午前８時30分～午後５時00分

入札日時：2026年12月11日（金）午前11時00分
入札場所：真鶴町役場３階　議会傍聴席

真鶴町役場財務課

# 目　　次

売却物件 ---------- 1

売却の流れ ---------- 2

売却の案内・注意事項等 ---------- 3

入札参加申込書 ---------- 7

誓約書 ---------- 9

入札書 ---------- 11

委任状 ---------- 12

入札保証金返還請求書 ---------- 13

入札保証金申出書 ---------- 14

契約保証金に係る約定書 ---------- 15

土地等売買契約書 ---------- 16

物件調書 ---------- 20

位置図 ---------- 22

問い合わせ

〒259-0202　神奈川県足柄下郡真鶴町岩244番地の１
真鶴町役場　財務課　資産経営係　電話0465-68-1131 内線6360

# 売　　却　　物　　件

土　地

| 所在地（真鶴町地内） | 面積（公簿） |
|---|---|
| 真鶴町岩字真崎31番１ | 248.75㎡ |

最低売却価格（非課税）

8,437,000円

※　最低売却価格以上の最高価格で入札した方が落札者となります。

※　物件の詳しい説明は、物件調書（19ページ）をご覧ください。なお、物件調書は購入希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、事前に必ずご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

※　本入札は、予告なく中止または内容変更をする場合があります。

# 売　　却　　の　　流　　れ

**申　　込　　み**

・受付期間　2026年11月13日（金）～12月９日（水）
　　午前８時30分から午後５時（土・日・祝日を除く）
・受付方法　入札参加申込書に必要事項を記入し、提出書類を添え、財務課（真鶴町役場２階）までに直接ご持参ください。

**入札保証金の納付**

・入札保証金（入札金額の５％以上）を、入札前日までに納付してください。
※最低売却価格の５％以上ではありません。

↓

**入　　札**

・入札日時：2026年12月11日（金）午前11時00分
・入札場所：真鶴町役場３階　議会傍聴席

↓

**契約保証金の納付**
**売買契約の締結**

・落札した日から５日以内に契約金額の10％以上の契約保証金を納付し、売買契約を締結します。
・売買契約の締結に要する印紙税は、買受人の負担となります。
・入札保証金を契約保証金に充当することが出来ます。

↓

**売買代金の納入**

・契約締結日から30日以内に売買代金と契約保証金の差額を納入してください。
※納入通知書は契約締結後、速やかに発行いたします。
・売買代金と契約保証金の差額の入金を確認次第、契約保証金を売買代金に充当します。

↓

**所有権の移転**
**土地の引渡し**

・所有権移転時期は、売買代金が全額納入された時とします。
・登記手続きは、真鶴町が行います。
・登録免許税等の諸費用は、買受人の負担となります。
・所有権移転後、現状のまま引渡します。

# 売 却 の 案 内 ・ 注 意 事 項 等

1　物件

売却物件（１ページ）のとおりです。

物件の詳しい説明は、物件調書（19ページ以降）をご覧ください。

2　申込資格

次のいずれかに該当する者は、申し込みできません。

（１）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者（破産者、契約事故者等）

（２）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第８条第２項第１号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

（３） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第５号に規定する指定暴力団等及びその役職員又は構成員

（４）（２）及び（３）に掲げる者から委託を受けた者及び（２）及び（３）に掲げる者の関係団体

（５）町税その他公課金を滞納している者

※申込資格の確認を行うため真鶴町が警察等関係機関に対して照会を行うことについて、ご了承ください。（申込者が法人の場合は、役員等を含みます）

3　申込み

（１） 受付期間

2026年11月13日（金）～2026年12月９日（水）までの午前８時30分から午後５時まで

※土・日・祝日を除きます。

（２） 受付場所

真鶴町役場財務課（真鶴町役場２階）

（３） 提出書類

① 入札参加申込書（７ページ）【共通】

② 誓約書（９ページ）【共通】

③ 身分証明書の写し（顔写真入り）【個人のみ】

④ 住民票【個人のみ】

※真鶴町民の場合は住民票の提出は不要です。

⑤ 法人登記簿謄本【法人のみ】

⑥ 印鑑登録証明書【共通】

申込者が登録している印鑑証明書、発行日から３箇月以内のものを提出してください。

連名で申し込む場合は、連名者全員の書類が必要です。

⑦ 納税証明書（納税額等証明又は未納税額がない証明のどちらか）【共通】

※個人の真鶴町民の場合は不要です。

提出していただく納税証明書の種類は、次のとおりです。

（ア）消費税及び地方消費税納税証明書の直近１年分。（所在地のある税務署で発行）

（イ）事業税納税証明書の直近１年分。（所在地のある県税事務所で発行）
（ウ）市町村税（市町村県民税、固定資産税）に係る納税証明書の直近１年分。（所在地のある市町村役所で発行）
※ 発行日から３箇月以内のもの。連名で申し込む場合は、連名者全員の書類が必要です。

（４） 提出方法
申請書類に必要事項を記入し、押印のうえ直接ご持参ください。電話、ファクシミリ、郵送、電子メール等による申込みは受け付けません。

４　入札保証金
（１）入札前日（2026年12月10日）までに入札金額の５％以上の入札保証金（１円未満切り上げ）を納付してください。
（２）入札保証金の額は、最低売却価格の５％以上ではありません。
（３）入札保証金の納付方法は口座振込みとなります。振込口座の案内は、申込受付時にお知らせいたします。なお、振込手数料は、申込者の負担となります。
（４）落札者の入札保証金は、契約保証金（契約金額の10％以上）に充当することができます。なお、落札者が町の定めた期日までに契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は町に帰属し、返還はいたしません。
（５）落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札終了後、所定の手続きを行った後に返還します。（入札日から約２週間後に指定された口座に振り込みます。）
（６）入札保証金に利息は付きません。

５　一般競争入札の方法
（１）入札日時
2026年12月11日（金）午前11時00分
（２）入札場所
真鶴町役場３階　議会傍聴席
（３）当日の流れ
① 入札開始時間までに受付を済ませてください。
② 入札時間になりましたら、係員の指示に従い、真鶴町の定めた入札書（11ページ）により入札してください。
③ 入札後、直ちに開札を行い、落札者を決定します。
※最高額入札者が複数者いた場合、最高額入札者のみでくじ引きを行い、落札者を決定します。
④ 開札終了後、落札者に契約手続き等を説明いたします。
（４）入札時に必要な資料
①　入札書（11ページ）
ア　入札者の住所・氏名を記入し、印鑑（実印）を押してください。代理人が入札するときは、代理人（受任者）の住所・氏名を記入し、印鑑を押してください。
イ　入札金額は、入札書に右詰めで物件の税抜き価額を算用数字で表示し、最初の数字の

前に「￥」を記入してください。

ウ　入札書は封筒に入れて封かん（封の糊付け）して、封筒の継ぎ目に封印（押印）してください。また、封筒に入札者の名称を記載してください。

② 委任状（12ページ）

法人の代表権のない方や、個人の方でやむを得ず代理人が入札する場合に必要となります。

③ 入札保証金の振込済みが確認できる書類（振込受付書等の写し）

④ 入札保証金返還請求書（13ページ）

⑤ 身分を確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）

（５）入札の失格

次の各号に該当する入札は失格となります。

① 入札を行う資格のない者がした入札

② 入札保証金を納付していない者の入札

③ 入札書の記載事項が明らかでないもの、又は入札書に記名若しくは押印のないもの

④ 同一物件に対し、同時に２通以上の入札をしたもの

⑤ 他人の代理を兼ね、又は２人以上の代理をしたもの

⑥ 不正な行為により入札したもの

⑦ 入札の総額に誤りのあるもの

⑧ 前各号に定めるもののほか、この説明書の定めに違反したもの

６　契約保証金の納付・売買契約の締結

（１）入札日から５日以内に売買金額の10％以上の契約保証金を納付し、売買契約を締結していただきます。

（２）指定期日までに契約保証金の納付及び売買契約の締結をしない場合は、買受人の資格を取り消します。

（３）契約者の名義は、申込者と同一になります。連名で申し込んだ場合は、持ち分割合を決めていただきます。

（４）売買契約の締結に要する印紙税は、買受人の負担となります。

（５）契約保証金の振込手数料は、買受人の負担となります。

７　売買代金の納入

（１）契約締結日から30日以内に売買代金と契約保証金の差額を納入していただきます。

（２）契約保証金は、（１）の納入を確認後、売買代金の一部に充当します。

（３）売買代金の振込手数料は、買受人の負担となります。

８　所有権の移転・登記手続き

（１）所有権移転の時期は、売買代金が全額納入された時とし、所有権移転登記手続きは、真鶴町が行います。

（２）登記名義人は、買受人（契約者）となります。

（３）所有権移転登記に要する登録免許税は、買受人の負担となります。

９　契約上の条件

売買契約には次の条件を付します。

（１）公序良俗に反する使用の禁止

① 買受人は、売買物件引き渡しの日から５年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団その他反社会団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

② 買受人は、売買物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならない。

③ 買受人は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、①に定める義務を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

10　その他の注意事項

（１） 建物建築や開発行為をする際は、都市計画法、建築基準法等の関係法令及び県・町の条例等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関にご確認ください。

（２）売買物件は現状のまま引渡しをするので、必ず事前に現地をご確認ください。

（３） 売買契約書の定めに違反したときは、真鶴町は、いつでも契約を解除することが出来るものとします。※契約内容の詳細は、土地等売買契約書（16～18ページ）をご覧ください。

（４）契約保証金には、利息はつきません。

（５） 所有権移転登記完了後における売買物件の公租公課その他一切の賦課金は、買受人の負担となります。

（６）第三者から買受人の問い合わせがあった場合は、公表いたしますのでご了承ください。
なお、買受人が個人の場合、所有権移転登記が完了するまでは公表いたしません。

（７） 売却決定後、買受人に次の事項を確認するので、予め決めておいてください。

ア 契約保証金の金額

イ 契約保証金の売買代金への充当の有無

ウ 連名で申込んだ場合は、売買物件の持分割合

# 入 札 参 加 申 込 書

年　　月　　日

真鶴町長　小　林　伸　行　　様

住　　所

申 込 者　氏（フリガナ）　名　　印

（法 人 名）

（代表者名）

生年月日　T・S・H　　年　　月　　日

※法人の場合は不要

電話番号

次の土地・建物の一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申請いたします。

物件の表示

土　地

| 所在地（真鶴町地内） | 面積（公簿） |
|---|---|
| 真鶴町岩字真崎31番１ | 248.75㎡ |

【記入上の注意事項】

1　連名で申込む場合は、全員の住所、氏名及び電話番号をご記入のうえ、それぞれの方の印鑑を押印してください。

2　法人名で申込む場合は、代表者名もご記入ください。

3　提出書類

個人の場合

・真鶴町民　印鑑証明書、身分証明書（写し）

・真鶴町民以外　印鑑証明書、身分証明書（写し）、住民票、納税証明書

法人の場合 印鑑証明書、法人登記簿謄本、役員名簿、納税証明書

# 共 有 者 名 簿

| | |
|---|---|
| 住　　所<br>（所　在　地） | （〒　　－　　） |
| （フリガナ）<br>氏　　名<br>（名　称　等） | 印<br>（電話　　－　　－　　） |
| 住　　所<br>（所　在　地） | （〒　　－　　） |
| （フリガナ）<br>氏　　名<br>（名　称　等） | 印<br>（電話　　－　　－　　） |
| 住　　所<br>（所　在　地） | （〒　　－　　） |
| （フリガナ）<br>氏　　名<br>（名　称　等） | 印<br>（電話　　－　　－　　） |
| 住　　所<br>（所　在　地） | （〒　　－　　） |
| （フリガナ）<br>氏　　名<br>（名　称　等） | 印<br>（電話　　－　　－　　） |

※共有名義での申込みの場合に添付してください。
※全員分の必要書類を添付してください。

# 誓　約　書

年　　月　　日

真鶴町長　小　林　伸　行　　様

住　　所

申　込　者　氏（フリ）　名（ガナ）　　印

（法 人 名）

（代表者名）

※生年月日　T・S・H　　年　　月　　日

※法人の場合は不要

電話番号

次の事項について事実と相違ないことを誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に対して真鶴町が行う一切の措置について異議の申し立てをいたしません。

また、真鶴町が誓約事項の確認のために警察等関係機関等に対し照会することを承諾いたします。

1　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

2　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員でないこと。

3　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等及びその役職員又は構成員でないこと。

4　２及び３に掲げる者から委託を受けた者及び２及び３に掲げる者の関係団体でないこと。

5　町税等の滞納がないこと。

※共有名義での申込みの場合は、別々に提出してください。

【法人による申込みの場合に提出】

# 役　員　名　簿

| | |
|---|---|
| 所　在　地 | （〒　　－　　） |
| 名　称　等<br>及び<br>代表者名 | 印 |

| 役職名 | （フリガナ）<br>氏　　名 | 生　年　月　日 | 性別 | 住　　所 |
|---|---|---|---|---|
| | （　　） | T<br>S　　年　　月　　日<br>H | 男・女 | |
| | （　　） | T<br>S　　年　　月　　日<br>H | 男・女 | |
| | （　　） | T<br>S　　年　　月　　日<br>H | 男・女 | |
| | （　　） | T<br>S　　年　　月　　日<br>H | 男・女 | |
| | （　　） | T<br>S　　年　　月　　日<br>H | 男・女 | |
| | （　　） | T<br>S　　年　　月　　日<br>H | 男・女 | |
| | （　　） | T<br>S　　年　　月　　日<br>H | 男・女 | |

※　登録印を押印してください。

※　法人の登記事項証明書に記載されている役員全員について記入してください。

※　氏名の欄には必ずフリガナを記入してください。

※　申込資格の確認するため、真鶴町が神奈川県警察本部等に対して当該名簿に記載された情報を照会することについて、ご了承ください。

第２号様式（第 11 条関係）

# 入　　札　　書

年　　月　　日

真鶴町長　　小林　伸行　　殿

入札者　住　所
氏　名　　㊞
（名称及び代表者氏名）
（代理人の場合）
氏　名　　㊞

次の通り入札説明書各条項承諾のうえ入札します。

| 百億 | 拾億 | 億 | 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | |

１　事　業　名　　町有土地売却事業（字真崎）

２　売却所在地　　真鶴町岩字真崎31番１

# 委　任　状

年　　月　　日

真鶴町長　小　林　伸　行　　様

住　　所
委　任　者　氏　　名　　印
電話番号

私は、次の土地・建物の買受に対し、次の者を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任します。

土　地

| 所在地（真鶴町地内） | 面積（公簿） |
|---|---|
| 真鶴町岩字真崎31番１ | 248.75㎡ |

住　　所
受　任　者　氏　　名　　印
電話番号

【記入上の注意事項】

1　委任者の印鑑は印鑑登録証明書の印をご使用下さい。

# 入札保証金返還請求書

年　　月　　日

真鶴町長　小林　伸行　様

住　　所
請　求　者　　氏　　名　　印
電話番号

2026年12月11日執行の町有土地売却事業（字真崎）に係る一般競争入札の入札保証金の返還を請求いたします。

入札保証金　　¥　　円

振込先

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金融機関名・支店名 | | | | | | | | | | | |
| 預金種別　口座番号 | 普通　当座　その他 | | | | | | | | | | |
| フリガナ<br>口座名義人 | | | | | | | | | | | |

【記入上の注意事項】

1　印鑑は印鑑登録証明書の印をご使用下さい。

2　口座番号は左詰めで記入してください。

# 入札保証金申出書

　　年　　月　　日に納入した入札保証金について、契約保証金の一部に充当してください。

年　　月　　日

真鶴町長　小　林　伸　行　　様

住　所

氏　名　　印

【記入上の注意事項】

1　印鑑は印鑑登録証明書の印をご使用下さい。

# 契約保証金に係る約定書

事　業　名：町有土地売却事業（字真崎）
所　在　地：真鶴町岩字真崎31番１

契約保証金　　￥　　円

上記金額を買い受けに係る契約保証金として納付し届け出ます。
契約を締結しないときには、契約保証金を没収されても異議ありません。
上記につき約定します。

真鶴町長　小　林　伸　行　　様

住　所

氏　名　　印

【記入上の注意事項】

1　印鑑は印鑑登録証明書の印をご使用下さい。

2　共有の場合は代表者が提出者となります。

# 土　地　等　売　買　契　約　書

真鶴町を甲とし、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を乙として、次のとおり土地等売買契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は、その所有する次の土地（以下「本物件」という。）を乙に売り渡すものとする。

土地

| 所在地 | | | | 地目 | 地積 |
|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 大字 | 字 | 地番 | | |
| 真鶴町 | 岩 | 真崎 | 31番１ | 宅地 | 248.75㎡ |

（面積等）

第２条　本物件の面積等は、公簿によるものとする。

（売買代金）

第３条　売買代金は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円とする。

（契約保証金）

第４条　乙は、契約保証金として＜売買代金の100分の10以上の額＞円を、この契約締結の際に納入するものとする。

２　本物件の売却につき、次条第２項の規定に従い、前項の契約保証金を、前条に定める売買代金の一部に充当するものとする。

３　第１項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

４　甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第１項の契約保証金を甲に帰属させるものとする。

（売買代金の納入）

第５条　乙は、第３条に定める売買代金のうち前条の契約保証金の差額を、甲の発行する納入通知書により、本契約成立後30日以内に真鶴町指定金融機関等に納入するものとする。

２　甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、前条の契約保証金を第３条の売買代金に充当するものとする。

（所有権移転時期）

第６条　本物件の所有権移転の時期は、乙が売買代金を完納した時とする。

（登記の嘱託）

第７条　乙は、前条の規定により本物件の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲は、その請求により速やかに所有権移転の登記を嘱託するものとする。

（本物件の引渡し）

第８条　甲は、第６条の規定により本物件の所有権が移転したときに、本物件を現状有姿のまま乙に引き渡すものとする。

（公租公課の負担責任）

第９条　所有権移転登記完了後における本物件の公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担しなければならない。

（危険負担等）

第10条　本契約締結後から第６条に規定する所有権移転の時までに、本物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又は毀損したときであっても、乙は、その滅失又は毀損を理由として、甲に対し、履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。この場合において、乙は売買代金の支払いを拒むことができない。

（契約不適合責任）

第11条　乙は、本契約締結後、本物件に地積の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（公序良俗に反する使用の禁止）

第12条　乙は、本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団その他反社会団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

２　乙は、本物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して第１項の定めに反する使用をさせてはならない。

３　乙は、本物件の所有権を第三者に移転する場合には、第１項に定める義務を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

（契約の解除）

第13条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

２　第１項の規定により本契約が解除された場合において、甲は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

３　第１項の規定により本契約が解除された場合において、乙は、甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

（返還金等）

第14条　甲は前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

２　甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

３　甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

（乙の原状回復義務）

第15条　乙は、甲が第15条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定した期日までに本物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が本物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

２　乙は、前項ただし書きの場合において、本物件が滅失又は損傷しているときは、乙は、甲に対し、その損害に相当する金額を支払わなければならない。

３　乙は、第１項の規定により本物件を返還するときは、甲の指定する期日までに本物件の所有権移転登記の申請に必要な書類等を甲に提出しなければならない。

（費用の負担）

第16条　この契約書の作成及び所有権移転登記手続に要する印紙類等の費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第17条　この契約について、訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とするものとする。

（疑義等の解決）

第18条　甲乙両者は、信義に従い、誠実にこの契約を履行するものとし、この契約履行にあたり疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

年　　月　　日

甲　　神奈川県足柄下郡真鶴町岩244番地の１
真 鶴 町 長　　小　林　伸　行

乙　　……

……

# 物件調書

## 土　地

| 所在地 | | | | 地　目 | 地　積 |
|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 大　字 | 字 | 地　番 | | |
| 真鶴町 | 岩 | 真崎 | 31番1 | 宅　地 | 248.75㎡ |

## その他

- 最低売却価格（非課税）：8,437,000円
- 用 途 地 域 等：都市計画区域内非線引き
- 第1種住居地域
- 建 ぺ い 率：60％
- 容　積　率：200％
- 行 政 的 条 件：まちづくり条例土地利用規制基準
  普通住宅地区（甲）
  高さ制限最高 12m
  敷地面積最低 120㎡
- 施　　設：町営水道
- 土 地 形 状：平坦地
- 土砂災害警戒区域指定：指定なし
- 浸水想定区域区分：指定なし
- 道　　路：町道真第324号線及び町道真第314号線に接している。
  ※現況の２項道路（町道真第314号線）に接している。
- 交　　通：真鶴駅から徒歩８分
- 公共施設までの距離：
  小中学校800m、消防分署800m、町役場600m、
  国保診療所700m、情報センター1km、真鶴郵便局800m、
  交番1.1km

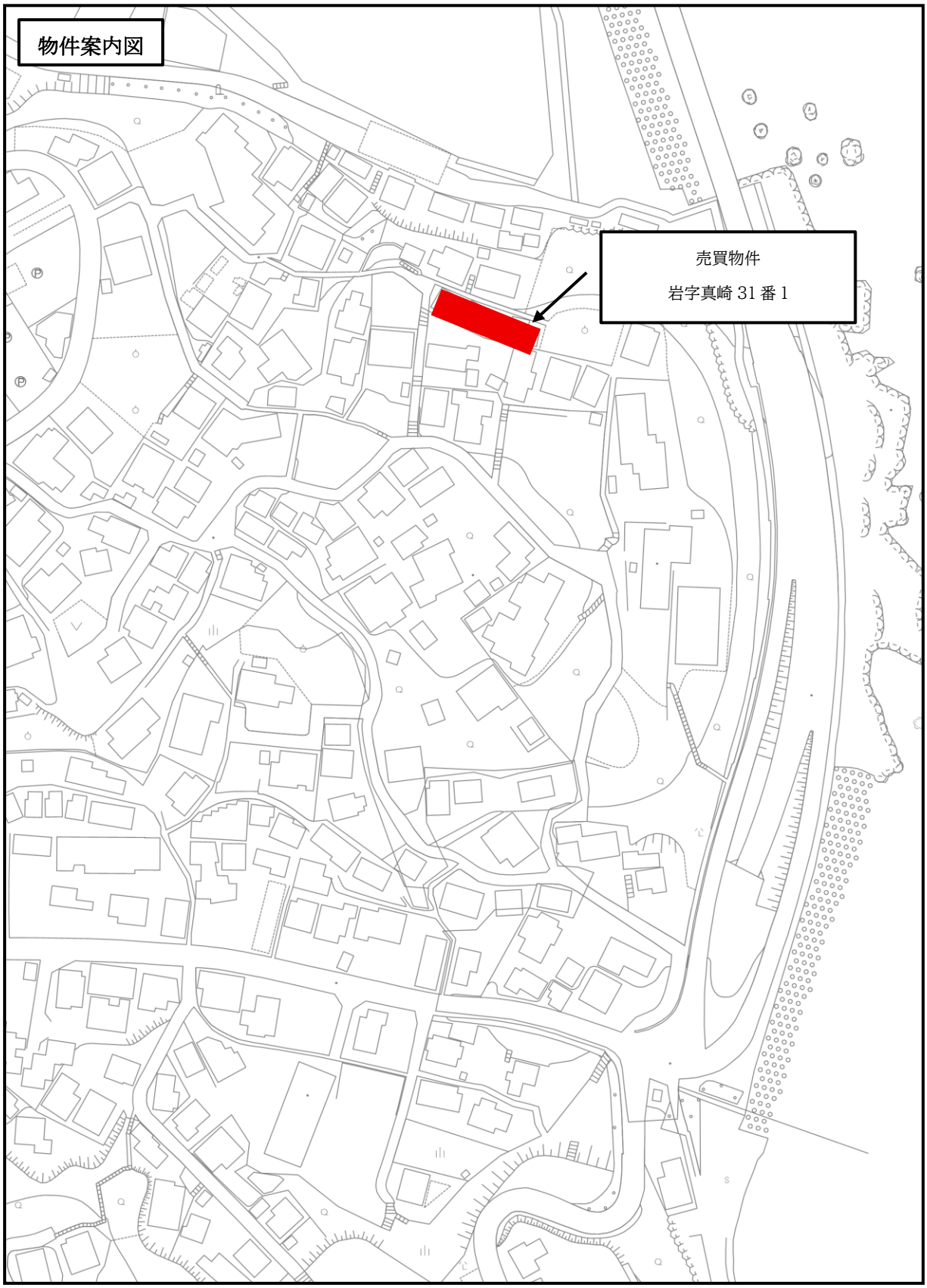
【特記事項】

※ 売買物件は、現状引渡しとし、変更等の経費は落札者の負担とします。

※ 各種供給処理施設（ガス・上下水道等）の利用にあたっては各事業者等と十分に協議してください。なお、利用にあたって必要な工事等については、落札者の負担において行っていただきます。

※ 建築時、セットバックが必要です。

※ 売買物件の利用に際し、隣接土地所有者、地域住民等との調整が生じた場合は、すべて落札者において行ってください。


物件案内図
売買物件
岩字真崎 31 番 1

写真



西方より撮影



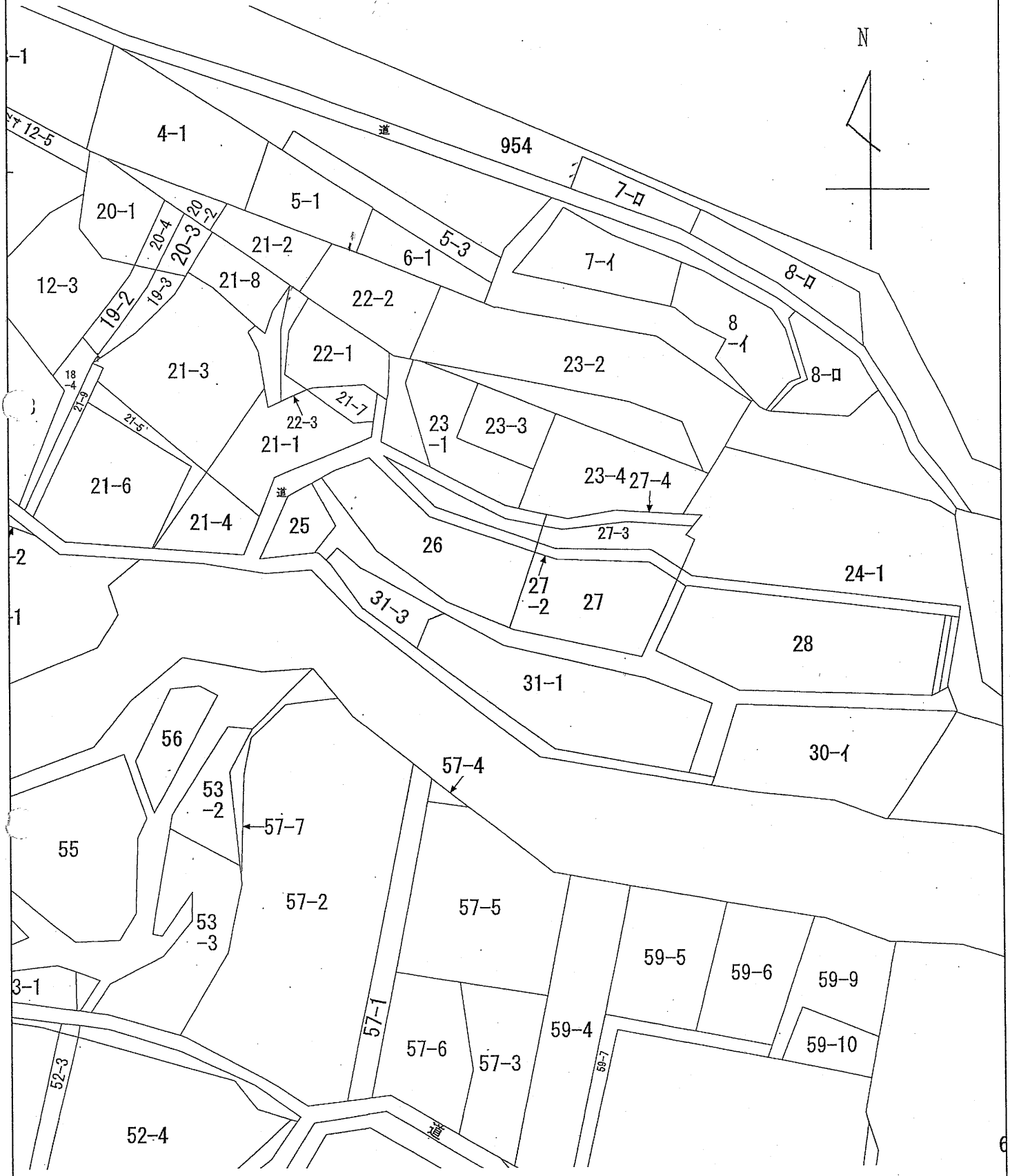
東方より撮影



北東方より撮影

# 公図写

| 地番 | 31−3 |
|---|---|
| 土地の所在 | 足柄下郡真鶴町岩字真崎 |

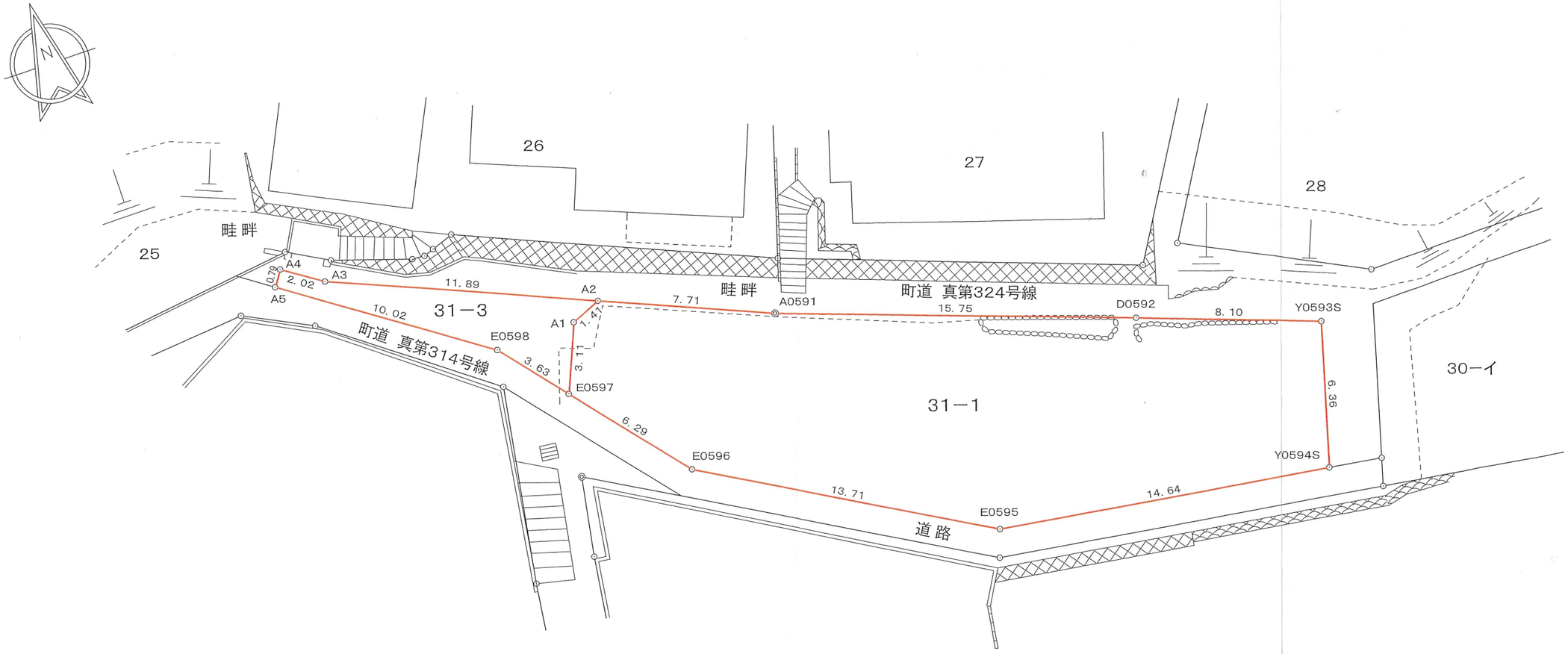



登記情報提供サービス調べ

| 登録番号　神奈川第２３８９号 | 縮尺 | 1／600 |
|---|---|---|
| 土地家屋調査士　力石高志 | 令和８年４月２０日作成 | |

# 地　積　測　量　図

土地の所在　　足柄下郡真鶴町岩字真崎地内




## 求積表

| 地　番 | 31－3 | | | |
|---|---|---|---|---|
| NO | Xn | Yn | Yn＋1－Yn－1 | Xn・(Yn＋1－Yn－1) |
| A5 | －92971. 164 | －62933. 026 | 7. 838 | －728707. 983432 |
| E0598 | －92976. 814 | －62924. 740 | 10. 625 | －987878. 648750 |
| E0597 | －92979. 590 | －62922. 401 | 3. 532 | －328403. 911880 |
| A1 | －92976. 714 | －62921. 208 | 2. 502 | －232627. 738428 |
| A2 | －92976. 172 | －62919. 899 | －9. 675 | 899544. 464100 |
| A3 | －92971. 616 | －62930. 883 | －12. 679 | 1178787. 119264 |
| A4 | －92970. 506 | －62932. 578 | －2. 143 | 199235. 794358 |
| | | | 合　計 | －50. 904768 |
| | | | 合　計　面　積 | 25. 4523840 |
| | | | 地　積 | 25. 45　m² |

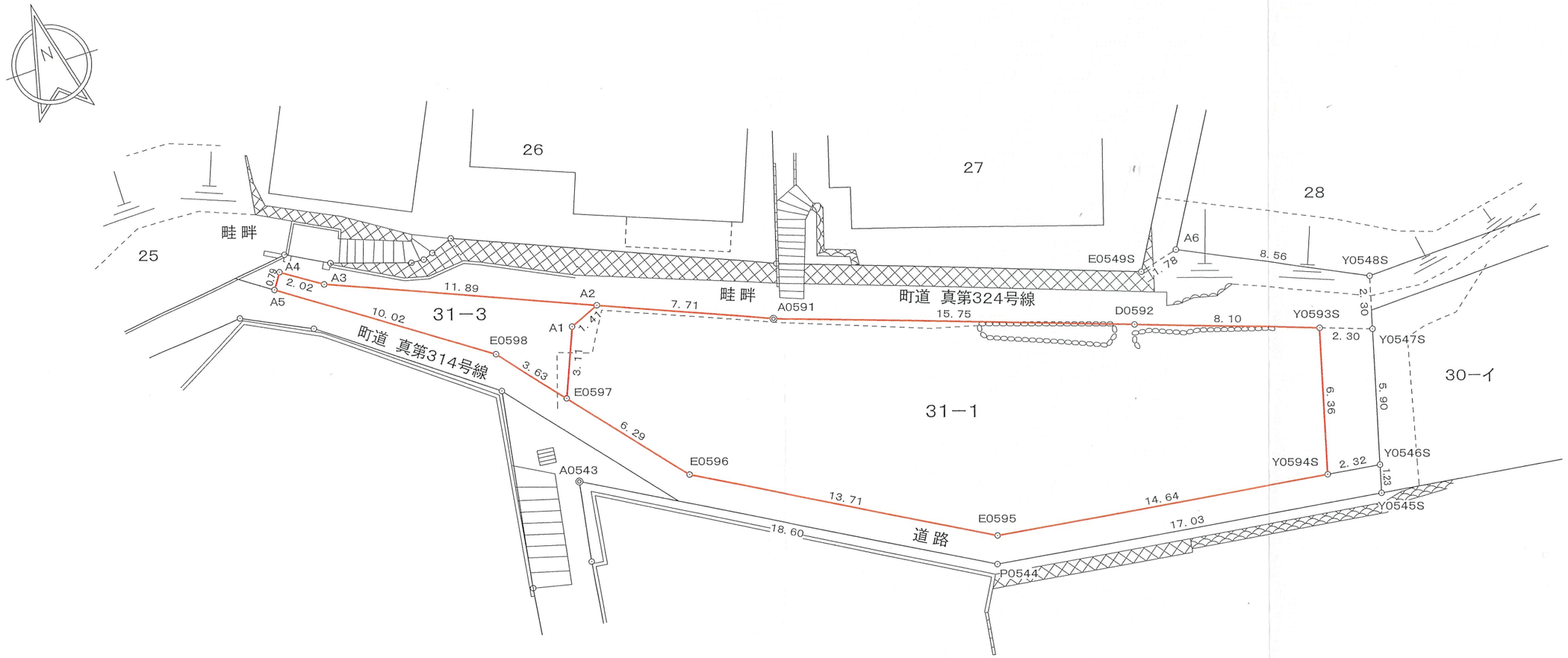
| 地　番 | 31－1 | | | |
|---|---|---|---|---|
| NO | Xn | Yn | Yn＋1－Yn－1 | Xn・(Yn＋1－Yn－1) |
| E0597 | －92979. 590 | －62922. 401 | 2. 863 | －266200. 566170 |
| E0596 | －92984. 405 | －62918. 345 | 16. 012 | －1488866. 292860 |
| E0595 | －92991. 118 | －62906. 389 | 26. 467 | －2461195. 920106 |
| Y0594S | －92993. 071 | －62891. 878 | 16. 165 | －1503232. 992715 |
| Y0593S | －92986. 920 | －62890. 224 | －5. 996 | 557549. 572320 |
| D0592 | －92984. 241 | －62897. 874 | －22. 553 | 2097073. 587273 |
| A0591 | －92979. 126 | －62912. 777 | －22. 025 | 2047865. 250150 |
| A2 | －92976. 172 | －62919. 899 | －8. 431 | 783882. 106132 |
| A1 | －92976. 714 | －62921. 208 | －2. 502 | 232627. 738428 |
| | | | 合　計 | －497. 517548 |
| | | | 合　計　面　積 | 248. 7587740 |
| | | | 地　積 | 248. 75　m² |

| 縮尺 | 作製年月日 | 作製者 |
|---|---|---|
| 1／200 | 令和８年５月２１日 | |


〒259－0303　神奈川県足柄下郡湯河原町土肥二丁目３－１４
土地家屋調査士
神奈川　第２３８９号　力石高志
TEL　0465（63）3883

# 境 界 点 番 号 図

土地の所在　　足柄下郡真鶴町岩字真崎地内




座標一覧表

測地成果２０１１

| 点　名 | X座標 | Y座標 | 境界標の種類 |
|---|---|---|---|
| E０５９７ | －９２９７９．５９０ | －６２９２２．４０１ | 金属鋲 |
| E０５９６ | －９２９８４．４０５ | －６２９１８．３４５ | プラスチック杭 |
| E０５９５ | －９２９９１．１１８ | －６２９０６．３８９ | プラスチック杭 |
| Y０５９４S | －９２９９３．０７１ | －６２８９１．８７８ | プラスチック杭 |
| Y０５９３S | －９２９８６．９２０ | －６２８９０．２２４ | プラスチック杭 |
| D０５９２ | －９２９８４．２４１ | －６２８９７．８７４ | 金属鋲 |
| A０５９１ | －９２９７９．１２６ | －６２９１２．７７７ | コンクリート杭 |
| A２ | －９２９７６．１７２ | －６２９１９．８９９ | 金属鋲 |
| A１ | －９２９７６．７１４ | －６２９２１．２０８ | 金属鋲 |
| A５ | －９２９７１．１６４ | －６２９３３．０２６ | 図上点 |
| E０５９８ | －９２９７６．８１４ | －６２９２４．７４０ | 図上点 |
| A３ | －９２９７１．６１６ | －６２９３０．８８３ | 図上点 |
| A４ | －９２９７０．５０６ | －６２９３２．５７８ | 図上点 |
| A０５４３ | －９２９８３．１９１ | －６２９２３．００２ | コンクリート杭 |
| P０５４４ | －９２９９２．２９８ | －６２９０６．７８４ | プラスチック杭 |
| Y０５４５S | －９２９９４．５７０ | －６２８８９．８９８ | プラスチック杭 |
| Y０５４６S | －９２９９３．３８０ | －６２８８９．５７８ | プラスチック杭 |
| Y０５４７S | －９２９８７．６８２ | －６２８８８．０４６ | プラスチック杭 |
| Y０５４８S | －９２９８５．４５９ | －６２８８７．４４８ | プラスチック杭 |
| A６ | －９２９８１．７１７ | －６２８９５．１４８ | プラスチック杭 |
| E０５４９S | －９２９８２．１５７ | －６２８９６．８７９ | 金属鋲 |

| 縮尺 | 作製年月日 | 作製者 |
|---|---|---|
| 1／200 | 令和８年６月２３日 | |


〒259－0303 神奈川県足柄下郡湯河原町土肥二丁目３－１４
土地家屋調査士
神奈川　第２３８９号　力石高志
TEL　0465（63）3883


E0597


E0597


A1


A1

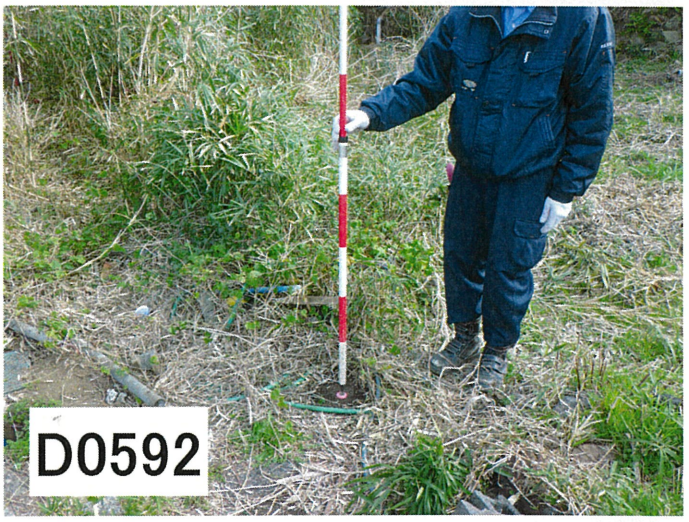

A2


A2


A0591


A0591


D0592


D0592


Y0593S


Y0593S


Y0594S


Y0594S


E0595


E0595


E0596


E0596


A0543


A0543


P0544


P0544


Y0545S


Y0545S


Y0546S


Y0546S


Y0547S


Y0547S


Y0548S


Y0548S


A6


A6


E0549S


E0549S